

議会運営委員会会議録

(閉会中 令和4年2月22日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 令和4年2月22日

招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委員 長	岩 永 政 則	副 委 員 長	浦 川 圭 一
委 員	金 子 恵	委 員	堤 理 志
委 員	河 野 龍 二		

欠席委員

なし

出席委員外議員

議 長 山 口 憲一郎

職務のため出席した者

議会事務局長	富 永 正 彦	議 事 課 長	青 田 浩 二
係 長	江 口 美和子		

説明のため出席した者

町 長	吉 田 慎 一	副 町 長	鈴 木 典 秀
教 育 長	勝 本 真 二	総 務 部 長	日 名 子 達 也
企画財政部長	森 川 寛 子	建設産業部長	山 口 新 吾
住民福祉部長	栗 山 浩 二	健康保険部長	志 田 純 子
水道局長	田 中 一 之	教 育 次 長	山 本 昭 彦
総 務 課 長	村 田 ゆかり		

本日の委員会に付した案件

- (1) 令和4年第1回長与町議会定例会について
- (2) その他

開会 9時28分

閉会 11時23分

○委員長（岩永政則委員）

皆さんおはようございます。今日は副議長が都合により欠席でございます。欠席届が
あっておりますので、報告をしておきたいと思ひます。

定足数に達しておりますので、本日の議会運営委員会を開会いたします。

3月1日招集の第1回定例会の運営につきまして、会議次第により会議を進めますの
でよろしくご審議のほどお願いをいたします。初めに議長からご挨拶を申し上げます。

山口議長。

○議長（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。最初に私たちの大先輩であります吉岡清彦議員がお亡く
なりになりました。同僚として、そしてまた議会運営委員会のメンバーとして長年にわ
たつてご活躍をしていただきましたけども、最近になりまして1年ちょつとの闘病生活
で本当に頑張られたと思ひております。最後まで議会人として立派に努められたんじや
ないかなと思ひております。敬意を表したいと思ひます。本当にご冥福をお祈りしたい
と思ひます。

北京オリンピックも日曜日に閉幕をしたわけでございますけども、笑いあり、涙あり
の本当に素晴らしい感動を頂いた、日本人も活躍されたと思ひて喜んでるところであ
ります。その反面、世界も我が国も地元もでございますけども、ウイルス感染症が数こ
そ減つてきておりますけども、まだまだ予断を許さない状況になるのは確かだと思ひて
おります。長与も何日か前まで2桁の数で多く出ておりました。最近2、3日は1桁台
に減つておりますけども、やはり私たち自身も注意をしていかなければならないと思
ひております。季節的に春はもう来ておりますけども、本当の素晴らしいいろいろな面
での春が早く来ればいいなと思ひてるところでございます。さて、今回は令和4年第
1回長与町議会定例会が始まるわけでございますけども、いろいろ議案があり、特に当
初予算が主な議題となりますけども、いつものように慎重審議で頑張つてまいりたいと
思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（岩永政則委員）

それでは次に町長のごあいさつをお願ひいたします。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。大変寒い日が続いておりますけれども、長与の町花であ
ります梅の花も今は大変満開で美しい時でございます。議長からご報告ありましたけれ
ども、先にご逝去されました吉岡清彦議員に対しまして謹んで哀悼の言葉を述べさせ
ていただきたいと思ひております。地域の皆さん方に大変愛され、たくさんの方々から信
頼を受けておりました。そしてまた議会では、特にごみ問題を中心はずつと発言をされ
ておられました。吉岡清彦議員に心から感謝の意を表しまして安らかなるご冥福をお祈
り申し上げたいと思ひております。

さて、本日は大変お忙しい中、第1回定例会に係ります議会運営委員会を開催していただきました。誠にありがとうございます。どうぞ今日はよろしく願い申し上げます。

○委員長（岩永政則委員）

それでは令和4年第1回長与町議会定例会についてを議題といたします。提出予定議案等について町長より概要の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今回の定例会では報告が2件ございます。そして議案25件を予定しておるところでございます。提案内容につきましては、所管の各部長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○委員長（岩永政則委員）

それでは具体的に説明に入りたいと思いますが、まず総務部関係につきまして日名子総務部長。

○総務部長（日名子達也君）

皆さんおはようございます。総務部では議案が4件でございます。まず議案第4号長与町職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例につきましては、国もしくは他の地方公共団体との人事交流において採用される職員、または転任を命ぜられた職員が赴任する場合における旅費を支給するため所要の改正を行うものでございます。次に、議案第9号長与町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消防団員の処遇改善を図るため出勤報酬に係る規定を創設することに関し、所要の改正を行うものでございます。続きまして、議案第18号令和4年度長与町駐車場事業特別会計予算でございます。本議案は、予算総額を688万3,000円とするもので、対前年度比約3.4%、金額で22万4,000円の増額となっております。続きまして、議案第25号長与町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。これは長与町固定資産評価審査委員会委員1名の方が本年5月に任期満了となることから、その選任につきまして地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

続きまして、企画財政部関係につきまして森川企画財政部長。

○企画財政部長（森川寛子君）

皆さまおはようございます。それでは企画財政部所管の提出議案についてご説明を申し上げます。件数は4件です。まず2件は、専決処分の承認議案となります。議案第1号令和3年度長与町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求めることについてと、議案第2号令和3年度長与町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求めることについてです。いずれも新型コロナウイルス感染症対策として緊急で実施する必要があった事業に係る歳入歳出予算の補正で、地方自治法第179条第1項の規

定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。これらの補正予算は、長崎県の新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮要請に伴う町内飲食店等への協力金の支給事業に係るものです。まず議案第1号、第11号の補正予算では、県内の感染状況により1月26日から県全体にまん延防止等重点措置が適用されたことにより、1月28日から2月13日までの17日間、飲食店等への営業時間短縮と酒類提供の終日自粛の要請がなされました。その全ての期間で要請に応じた店舗に対して、店舗の規模やその売上高に応じて協力金を支給することになりました。県の補正予算が1月27日に専決処分されたことを受けまして、同日付で専決処分をさせていただきました。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ4,231万円を追加し、補正後の予算総額は161億8,675万円となりました。次の議案第2号、第12号の補正予算は、まん延防止等重点措置が3月6日まで21日間延長されたことに伴う町内飲食店等への協力金の支給事業に係るものです。事業の内容は前回の協力金と同様で、県の補正予算が2月10日に専決処分されたことを受け、同日付で専決処分をさせていただきました。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ5,226万5,000円を追加し、補正後の予算の総額は162億3,901万5,000円となりました。次に、議案第12号令和3年度長与町一般会計補正予算（第13号）です。これは既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ4,634万1,000円を減額し、補正後の予算の総額を161億9,267万4,000円とするものです。補正の主な内容としては、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種、保育士等の処遇改善に係る経費、国の令和3年度補正予算による補助事業費の内示による長与中央線舗装改修などの工事経費、そして、令和3年度の各種事業の実績や決算見込みによる増減額などを計上いたしております。最後に議案第17号令和4年度長与町一般会計予算です。当初予算の総額は歳入歳出それぞれ140億2,533万3,000円で、令和3年度当初予算と比較すると率にして約2.1%、金額では2億9,779万9,000円の減となっております。減額となった主な要因は、新型コロナウイルス感染症関連経費の減や高田南土地区画整理事業、西高田街路事業の単年度事業費の減少によるもので、その他経常的な経費の歳出は増加をしております。当初予算ですので、数多くの事業の経費を計上させていただいております。その中から新規事業について一部を申し上げますと、複合施設整備経費計画に係る経費、庁舎内web会議環境整備事業、コロナの感染拡大防止と認証飲食店利用促進を図るための応援キャンペーン事業などの経費を計上させていただいております。その他高田小学校をはじめとする公共施設等の維持補修工事や急傾斜対策工事、町道等の補修改良工事なども計上させていただいております。以上よろしくお願いたします。

○委員長（岩永政則委員）

続きまして、住民福祉部関係につきまして栗山住民福祉部長。

○住民福祉部長（栗山浩二君）

皆さんおはようございます。それでは住民福祉部所管の議案についてご説明をいたし

ます。議案は1件でございます。議案第7号長与町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例でございます。高齢者交通費・健康づくり助成事業を拡充することに伴い、敬老祝金の支給要件および支給額の見直しを行うため所要の改正を行うものでございます。住民福祉部所管については以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（岩永政則委員）

続きまして、健康保険部関係につきまして志田健康保険部長。

○健康保険部長（志田純子君）

皆さまおはようございます。健康保険部では議案7件を上程する予定でございます。議案第5号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部改正に伴い未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額を減額する等の措置を講ずる必要があるため、本条例について所要の改正を行うものでございます。次に、議案第13号令和3年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億1,364万2,000円を追加し、補正後の予算総額を42億7,468万1,000円とするものです。主な内容といたしましては、療養給付費等の増額によるものです。次に、議案第14号令和3年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ164万5,000円を追加し、補正後の予算額を5億6,491万1,000円とするものです。次に、議案第15号令和3年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の保険事業勘定の予算総額に歳入歳出それぞれ602万2,000円を追加し、補正後の予算総額を31億806万1,000円とし、また、既定の介護サービス事業勘定の予算総額から歳入歳出それぞれ22万円を減額し、補正後の予算総額を3,137万円とするものです。次に、議案第19号令和4年度長与町国民健康保険特別会計予算につきましては、予算総額を41億2,133万9,000円とするものです。対前年度比約4.5%、1億7,855万3,000円の増額とするものです。次に、議案第20号令和4年度長与町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、予算総額を6億1,025万4,000円とするものです。対前年度比約8.5%、4,792万3,000円の増額とするものです。次に、議案第21号令和4年度長与町介護保険特別会計予算につきましては、保険事業勘定の予算総額を29億2,193万7,000円とするものです。対前年度比約0.7%、1,926万2,000円の増額となっております。また、介護保険サービス事業勘定の予算総額を3,151万2,000円とするものです。対前年度比約1.2%、37万5,000円の増額となっております。以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（岩永政則委員）

それでは続きまして、建設産業部関係につきまして山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

皆さまおはようございます。建設産業部では報告1件、議案6件を予定いたしており

ます。まず報告2都市計画道路西高田線整備計画に伴う高田踏切拡幅工事の施行協定の
変更に係る専決処分の報告についてでございますが、地方自治法第180条第1項の規
定に基づき令和4年1月20日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により
まして報告をするものでございます。変更内容につきましては、当初の協定金額9,89
2万2,000円に485万4,000円を増額いたしまして、変更後の協定金額を1億
377万6,000円とするものでございます。次に、議案第3号長与町企業立地促進助
成条例でございます。本町産業の活性化および住民生活の安定に資することを目的と
いたしまして、企業立地の促進および雇用の拡大を図るため、町内におきまして新た
に事業所を設置する事業者に対し、助成措置（建物賃借助成金、雇用促進助成金）に
つきまして定める条例を制定するものでございます。続きまして、議案第6号長与町
分担金徴収条例の一部を改正する条例につきましては、急傾斜地崩壊対策事業に係
る分担金の額を改めまして、および自然災害防止事業（補助営）に係る分担金の徴
収につきまして、新たに定めるものでございます。次に議案第10号町道路線の廃止に
ついてでございますが、道路法第10条第3項の規定によりまして、新規路線に伴う
旧路線の廃止を行うものでございます。次に、議案第11号町道路線の認定につい
てでございますが、道路法第8条第2項の規定によりまして、新規路線に伴う路
線の認定を行うものでございます。なお、議案第10号および第11号につきましては、
高田南土地区画整理事業により整備をいたしました路線をお願いするものでござ
います。次に、議案第16号令和3年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業
特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の予算総額から歳入歳出それぞ
れ4億130万円を減額いたしまして、補正後の予算総額を12億9,243万5,000
円とするものでございます。最後に、議案第22号令和4年度長崎都市計画事業
長与町土地区画整理事業特別会計予算につきましては、予算総額を12億2,513
万8,000円とし、事業の進捗を図っていくものでございまして、対前年度比約
27.7%、4億6,859万7,000円の減となっております。以上でございます。よろ
しくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

次に、教育委員会関係につきまして山本教育次長。

○教育次長（山本昭彦君）

皆さんおはようございます。教育委員会からは報告1長与小学校体育館改修工事請負
契約の変更に係る専決処分の報告についての報告が1件でございます。長与小学校体
育館改修工事請負契約につきまして、当初の請負金額1億1,323万2,900円に、4
26万1,400円を増額し、変更後の請負金額を1億1,749万4,300円として変
更契約の締結を行うために、地方自治法第180条第1項の規定に基づき令和4年1
月5日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでござ
います。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

それでは最後に、水道局関係につきまして田中水道局長。

○水道局長（田中一之君）

皆さまおはようございます。水道局所管では、条例の一部改正の議案第8号および水道下水道事業の令和4年度当初予算に係る議案第23号、第24号の3件を上程しておりますのでご説明申し上げます。それでは議案第8号長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。これは長与町公共下水道事業計画の変更に伴い、排水人口および排水区域面積の変更を行うものです。次に、議案第23号令和4年度長与町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。当初予算の収益的収入及び支出の予定額としまして、収入8億1,902万3,000円、支出7億2,773万6,000円。また、資本的収入及び支出の予定額としまして、収入2億1,737万5,000円、支出3億4,643万5,000円とするものです。次に、議案第24号令和4年度長与町下水道事業会計予算についてご説明いたします。当初予算の収益的収入及び支出の予定額といたしまして、収入10億1,921万5,000円。支出9億3,464万円。また、資本的収入及び支出の予定額といたしまして、収入3億7,963万6,000円、支出6億4,550万9,000円とするものです。以上水道局所管3議案につきまして、ご審議をお願いするものです。よろしく願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

議案関係が終わりましたので、次に一般質問の通告ならびに請願陳情等について説明をさせます。

富永事務局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

おはようございます。一般質問につきましては通告者10名、質問件数17件となっております。通告者および質問項目はお手元に配布のとおりでございます。請願はありません。陳情は要望が1件あり、参考配布を予定しております。写しをお手元に配布しております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

続きまして、委員会への付託先についてお諮りをいたします。総務厚生常任委員会に付託するものは、議案第4号、議案第5号、議案第7号、議案第9号、議案第13号から議案第15号、議案第18号から議案第21号、産業文教常任委員会に付託するものは、議案第3号、議案第6号、議案第8号、議案第10号、議案第11号、議案第16号、議案第22号から議案第24号まで。議案第12号、議案第17号につきましては、それぞれ分割付託といたします。両委員会に付託をするということです。それから本会議即決につきましては、議案第1号、議案第2号、議案第25号。以上委員会への付託などにつきましては、ただ今のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。従って、委員会への付託などにつきましては、ただ今のとおり

決定をいたしました。

続きまして、会期日程（案）につきまして説明をさせます。

富永事務局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

会期につきましては、3月1日火曜日から3月16日水曜日までの16日間で、1日火曜日、議長報告、行政報告、施政方針説明、報告事項、議案上程は提案理由説明までとなっております。その後、全員協議会、2日水曜日一般質問、3日木曜日一般質問、これは5名ずつでございます。4日金曜日に議案審議、質疑、付託または即決を行いまして、5日土曜日、6日日曜日を休会、翌週の7日から11日までの5日間を付託案件審査、12日土曜日、13日日曜日を休会といたしまして、14日月曜日も付託案件審査、15日火曜日を付託案件審査予備日として予定をしております。16日水曜日委員長報告、採決。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

お諮りをいたします。会期日程案につきましては、ただ今のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。従って、第1回定例会の会期日程につきましては、以上のとおり決定をいたしました。

その他の件について何かございませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

大したことではないんですが、議案概要の概要の欄の、例えばこの報告1、2号とか、ここら辺は専決と報告の根拠条例を示しただけであって、概要になっていないので、できれば口頭で説明をされたような内容を書き込んでいただければ非常に分かりやすいのかなあと今ちょっと感じたんですけども。

○委員長（岩永政則委員）

そういう要望がっておりますが、少し追加をして分かりやすく表現をお願いしたいと思います。いいでしょうか。

総務部長。

○総務部長（日名子達也君）

委員からご指摘があった件につきましては、内容等を精査しまして、次回に間に合うように検討をさせていただきたいと、分かりやすくするようにしていきたいと思っております。

○委員長（岩永政則委員）

なかなか書けない面が若干ありますので、そういうことでよろしくお願いをいたします。以上をもちまして令和4年第1回長与町議会定例会についてを終了いたします。執

行部のご退席をお願いいたします。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行いたいと思います。初めに本会議での委員長報告についてを議題といたします。内容は局長をして説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

富永局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

説明のために先ほど使用しました議案等調書をお手元に確認をしていただきたいんですが、よろしいでしょうか。まず2号までは即決なんで問題ないんですが、3号から委員会付託が始まる形になります。今から言いますけども、3号が産業、4号が総務、5号も総務、6号が産業、7号が総務、8号が産業、9号が総務、10号、11号が産業と、この条例関係だけでも議案番号順に委員長報告をやっていくと交代がはばしくなるということで、よその議会もされていることなんですけども、事務局の案としては、例えばですけども、3号から11号を一括議題にして、産業なり総務の委員長は、この3号から11号までを一括に委員長報告をして、ひと固まりを取りあえず終わると。12号以降も一緒ですけども、補正予算の固まりと当初予算の固まりを議案番号順にそれぞれの委員長が飛ばしてでも説明をしていくという形で行きたいと考えておりますが、それで良いかをまず決めていただくことと。例えば今回ですけども3号がスタートになりますので、このときに産業を先にして3号から飛ばして進めていくか、もしくは総務が先に立って4号から終わって、次に産業が立って3号からの説明をするか。それをどちらで行こうかということで考えておりますので決めていただければと。事務局案は議案番号順を優先して産業に立ってもらって3号、6号、8号、10号、11号の委員長報告、その後に総務の委員長が出て4号からの報告をするということで考えているんですけども、その辺りをご協議いただければと考えております。

○委員長（岩永政則委員）

今説明がありましたとおりなんですが、理解しやすい、また見やすいのは提案どおりが良いのかなという感じはしますが、まとめて報告をすることについて何か異議はありませんか。両委員長はいいですか。ほかに委員の方。1人が出、1人が出して、再々入れ替わりの時間がロスにもなるような感じはしますね。まとめてやればしやすい面もあるうと。それでは一括議案をまとめて報告をするということに確認をしたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

それに決定をすることにいたします。

それから2点目は報告の順序でありますけども、今回は産業が上段に、議案第3号で上がっておりますけども、あるなしに関わらず順序を決めていた方がいいのじゃないか

なという感じはしますけども、それはどうでしょうか。今回はたまたま産業、それでまた産業になるかもしれませんので、どっちかに絞った方がいいというふうに思います。それでは議案番号が頭にきた所管の委員長が先にやるということですね。だからその都度その都度変わる場合があるということで、ご了解いただくということをお願いしたいと思います。今ありました補正予算は補正予算でまとめて、予算は予算でまとめてそれぞれ報告をするということでもいいですね。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

一般会計の補正の場合ですよ、総務から説明した後半分は説明するわけですよ、分割付託で。そのあと国保、後期、介護の説明をするのか。そういう流れ、そういう形で確認していいんですか。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。12号以降の委員長報告につきましては、12号は例えば総務が行って、それから13号、14号、15号まで一括して報告をする。それで登壇して12号の産業の分、それと16号以下の所管に関わる報告をして終わるということで順序を決めておきたいと思います。いいですね。

（「異議なし」の声あり）

そのように決定をいたします。

他にないですか。いいですかこの件は。委員長報告の件はいいですね。それではそれで終わりたいと思います。それから2番目は、資料の最後に研修の一覧表がありますがけれども、令和4年度長与町議会議員研修計画についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

江口係長。

○係長（江口美和子君）

皆さまおはようございます。お手元に1枚紙の資料をお配りしておりますけれども、例年どおりの計画になっております。裏面には全国研修、滋賀の国際文化アカデミー（J I A M）の分と千葉の（J A M P）の分を載せております。滋賀の（J I A M）にて4月に実施される研修につきましては、締め切り日は3月9日と連絡が来ましたので、事務局へお早めにご連絡ください。千葉の市町村アカデミー（J A M P）の分につきましては、記載のとおり1年分の申し込み期限が今の時点ではっきり決められていますのでご注意ください。この計画を議運で承認いただけましたら、全員協議会にて他の議員の皆さまにもご案内をいたします。確認のほどよろしく願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたが、何かご質問ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ないようでしたら一応研修計画につきましては、以上のとおり決定をされました。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。議会運営委員会の委員の補充の件についてを議題といたします。議長より諮問が私にあっておりまして、内容につきましては吉岡議員の死去に伴うもので、議会運営委員会の委員が空白になるということの件につきまして話があっておりまして、議長からの主旨の説明をお願いしたいと思います。

山口議長。

○議長（山口憲一郎議員）

議運長から話があったとおり先日吉岡議員がお亡くなりになりまして、吉岡議員も議会運営委員会の一員としてお仕事をさせていただいていたんですけども、亡くなったことで欠員となりました。その後をどのようにしたらいいかということで、私も考えて議会運営委員長に諮問をさせていただきました。捉え方では、期限があと1年しかないという考え方、あと1年もあるんですよといういろいろな考え方の中で、その辺の補強をどのようにしていくか、議会運営委員会としての考えをまとめていただければという思いをしておりますので、よろしく願いをしたいと思います。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

議長から説明がありましたとおり議運の方で協議をいただきたいということでございますので、皆さんからのご意見をお聞かせいただきたいと思います。補充をするのか、しないのかということでございます。こうしましょうということに協議の結果なれば、その結果についての理由を「こういう理由でこうなったんですよ」というところは、例えばするしない、どういう理由でしないのか、するのかということを確認してあげないと、今度は全協で説明はいかないということにつながりますので、その辺りを含めてご協議をいただければと思います。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

私は補充をしなくていいと思います。野中議員が昔、1期目のときの3年目の6月だったと思うんですが、あと1年半ちょっとの任期を残してお亡くなりになられたときに、議会運営委員会にいらっしゃったと思うんですが、その時点での補充はなかったというのと、多分「こうだから補充をしない」という説明もまずあった記憶がないんですよ。皆さんご存じのように議会運営委員会はやっぱり運営の要ですので、人数が足りないということは何らかの影響があると思われるかもしれないんですけども、常任委員会である議会広報広聴常任委員会もかなりの責任がある仕事をされているので、結局は

どちらに比重を置くかってなったら広報も大変だろうなあと思うので、議会運営委員会の場合はここで決めても、結局は全員協議会の中で、報告を兼ねての協議をしていたらいいという場もありますので、私は今のまま補充をしないで1名減になりましたけれども、その委員会構成でいいと思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

金子委員はそのままどうかということですね。理由は広報も大変だということで、議運の方では報告をしてみんなの意見を聞く場は設けておりますので、その点も含めて補充はしなくてもいいんじゃないかと、これは理由も明確に今出たわけですけども。他にないですか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今、提起があつてちょっと分からないので。ただ、そもそも議会運営委員会が各所管委員会から2人、委員長ともうひとかた出るってということでやってきた点から言えば、おひとかた欠員が出たってことは、その委員会から補充していいんじゃないかなという気もするんですね。金子委員がおっしゃったように、確かに広報広聴委員会も重複するという点はあるかもしれませんが、もし河野委員長がいらっしゃる委員会で、ぜひ議会運営委員としても関わってみたいという意欲があられるんだったら、本人が広報と議運と両方掛け持ちでも頑張ってみたいと言われる方がいらっしゃるのであれば入っていいんじゃないか。そうすると、この議運の中でいろんな議論を交わす中でも、違う意見なんかも出てくる可能性もあるので、やってもいいんじゃないかなというふうな気はしております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員からは逆に、意欲のある方がおられれば補充をした方がいいんじゃないかというような意見が出ました。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私も唐突な提案なんでちょっと判断がつかないんですけども、金子委員が言われるように野中議員が亡くなられたあとの補充のは多分されていない。そういう議論も全くしてない。今回吉岡議員が亡くなられて、議員が1人補選して増えたわけではないわけで、私はそれからすると、例えば議運が欠員したから議員を補充すると。議会広報広聴常任委員会が欠員したら議会広報広聴常任委員会を補充するのかというふうな議論になると、そこは議運から他のメンバーをとというふうにはなり得ないんじゃないかなと思うんですね。だから例えば常任委員会の委員が欠員したから総務厚生から産業文教常任委員会に行くってのもなり得ないと思うんですね。だから今の状態で欠員の状況は、極端に言えば議運が大事だからそこに必ずメンバーは補充しなければならないというふうな、確かにそういう考えもありますけど、議会広報広聴常任委員会はそんなに大

事ではないのかという判断にもなりますし、それはそうではないという立場にならないといかんのじゃないかなと思うんですよね、私たちとしては。ですから、この場で欠員を補うのはちょっと考えられないかなと。議員が1人補選して、議員が増えていれば当然そこには枠があると思いますので、私はやっぱりこの欠員の補充は公平の立場から見るとできないんじゃないかなと。それぞれの組織の委員会の役割の観点からするとできないんじゃないかなと思いますね。議会広報広聴常任委員会だから、そこは1人ぐらい減ってこっちに入れてもいいよって、先ほど堤委員から掛け持ちをすればというふうな話ですけど、掛け持ちしたいと思う人は逆にたくさんいて、今でも掛け持ちできればしたいという人はいるかもしれないので。それは議運と分けてそれぞれの役割を担ってもらおうという意味では、それもやっぱり難しい問題だろうと思いますので、今のところ欠員の補充は私はできないんじゃないかなというふうに思いますね。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

私も全く河野委員が言われたようなことで、対等の立場でそれぞれの委員会に所属して委員として活動をしているわけですけども、そういった中で補充って、どっかしたい人がいるのかなと思ひながらですね。だからこの件については、もう1人お亡くなりになったんで少ない人数でやっていかんと仕方ないなということしか頭になかったものですから、そこにどっかから連れてきて補充をするなんていうのは全く考えも及ばないような話であって。だから、もう減ったままでやっていくということが、以前もそうであったんであればそっちの方がいいんじゃないのかなと。ただ補充しない理由を言えと言われても、亡くなられて欠けられたということをやむなく少ない人数でやっていくということぐらいしかないのかなあというような感じはしております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

補充をしない方がいいのじゃないかという意見が3人ですね。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

委員長の「補充をしない方がいい」という意見じゃなくて、補充するような状況がないと思うんですよね。補充できる環境がないというふうに思うんですよ。しない方がいいっていうのは何かこちらからの一方的な理由みたいなんで、補充する環境が整っていないところだと僕は思うんですよね。「何もしていない人が1人いるよ」というふうであればそれはその人にやってもらいましょうってなるけど、それぞれ皆さん役を持って取り組んでいただいているわけですから、そこを辞めてこっちにだとかっていうのは私はできないんじゃないかなと思いますので、そういう理由ですね。

○委員長（岩永政則委員）

結論から言いますと、補充するかしないのかということに対しては、しない方が3人、

する方が1人というような状況に現在は分かれておるという意味を今私申し上げたわけですが、この点多数決でもいいんじゃないかというふうに考えているんですが、どうなんでしょうか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

私は私なりの意見を申し上げたんですが、ただ急に出た話なので、私も明確に断固この意見を曲げないぞということじゃなくて、他に皆さんの意見を聞いてそちらが多数であるようであればもうそちらの方で、私は意見を取り下げても構わないというふうに思っています。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

それではいろいろ意見が出ましたけども、結論的には議運としては、今回の補充はしないということで結論をしたいと思います。その理由は3名からも出ておりましたように、議運以外は広報になるという今の一人一役の考え方もあるわけですね。そういうことからどこから補充をするの、どっちが軽いか重いか、そうでない、一緒なんですよと。そういうことから補充は非常に難しいということで。最後に河野委員が言われた補充する環境にないということで、議運も広報も大事なんで、どちらが欠けてもどちらから持ってくるというような環境にはないと。そういう意味で両方とも大事なんだということで、差し当たり今回は補充しないということで、しない理由はそういう環境にないということで明確にいきたいと思いますが、いいですよ。

（「異議なし」の声あり）

それでは全会一致で決定をされました。

あとは議長に答申的な形でいたしますので、3月1日の全員協議会への報告は議長諮問の場合は議長が報告するということに基準となっておりますから、それ以外は私の方で報告しますが、事務局そのように取り扱いをお願いしたいと思います。それから次に、この前文書が皆さん方のお手元に来て、びっくりされた面があったらというのは、2月17日付でタブレットの件について事務局長名で文書が来たと思うんですが、その件について、タブレットの活用についての報告を議題といたしたいと思います。局長からその経過等を含めて説明をした方がいいだろうと判断しましたので、一応報告をさせますので、よろしくお願ひしたいと思います。

事務局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

この間皆さんにはファクスもしくはメールで、17日付で配布をさせていただいたところですが、文面に書いたとおりでございますけども、15日の部長会議で職員の議案については、タブレットでペーパーを減らしたいということがスタートでございます。皆さんご承知のとおり今まで紙ベースの議案を70何部総務課が作ってきた中で、職員がそれをやめることで40部ぐらい減らせると、半減するという紙と手間の削減を目的に、

特に所管の管理職については三役を除きますけども、極端ですけども自分の所以外はさほど関係がないというところもありますので、所管で必要な部分については紙で持っていて構わんけども、大本はデータで配布をするということで決定がなされたところです。議員の皆さまにおかれましては、議案の全てを把握する必要がございますので、これまでどおりのペーパー配布はさせていただくと。それと併せてデータも存在しますので、議運でもタブレットの話が出ておりますけども、実際に議案をデータとして触ってみるということも今回の3月定例会でできるなということを考えまして、急ぎ連絡をさせていただいたところでございます。事務局からは以上です。

○委員長（岩永政則委員）

何か質問がありませんか。主旨的に繰り返すようですが、職員の方で3月から試行をしてみるということになりましたというのが一つですね。それと議員も試行的にデータを入れて使ってみようという人がおられれば申し出をしてくださというような主旨の文章であるわけですね。議運としては、この前から決めていただいていたように3月の議会終了後、早い時期にデモンストレーションをやりましょうということは決定事項であるわけですね。逆に言いますと、今回試行的に使っていただいた人が何人かおられれば、こういう状況だったということは使わない人にも説明がしやすい面が。経験したわけですから、分かった人が何人かおられると話が先に行きやすいという考え方も出てくるんじゃないかなと。今日は事務局長の報告ということに議題をしましたので、その状況報告に至るまでの何か疑問な点等があれば質疑を受けたいと思いますけども、ないですか。いいですか。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。さっきの文書の件につきましてはこれで終了したいと思いますが、その他の件について委員の皆さん方から何かございませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

一般会計の予算書の各常任委員会への付託先を分けて仕分けてもらいますよね。あの配布はいつになるんですか。

○委員長（岩永政則委員）

青田課長。

○議事課長兼監査事務局長（青田浩二君）

議案配布日を予定しております。

○委員長（岩永政則委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

私の勘違いだと思うので、それをはっきりさせておきたいというところがあって。一般質問の提出の期間が2週間から1週間に変更になったときの理由が、所管の方に一般質問をお渡ししたあとの答弁書を書く期間が短くなるのでできれば1週間にしたいというところで、そのときは1週間を待った状態でその後一括して各所管に議員が出した一般質問の内容をお渡しするっていうふうになっていると思っていたんですが、今回出した翌日には所管の方から連絡も来たりとかして。局長に聞いたら運営基準の中に盛り込まれているということだったんですが。1週間のうちに変更があったりとかそういうことも考えると、その都度やってはいけないということではないんですけども、2度手間、3度手間に万が一なった場合のことを考えると1週間延びたわけですから、答弁書を書く期間もどうなんだろうなああと。1週間待ってからまとまった状態、締め切り後に渡すのが良いんじゃないかなと個人的に思ったので、その辺りの考え方をお聞かせ願えたらなと思って。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

今のは、例えば今回が7日から受け付けを開始して、月曜日の14日に締め切りをしましたね。そしたら7日に受付開始があったら、例えば私なら私、堤委員なら堤委員が出して受け付けが受理されたら、その文書を役場の担当の方に事務局はその都度渡しておると。2日目に私が持っていったら、私のもすぐ担当課に全部どんどこやるということになっているということで、担当課から例えば金子委員に電話があって、その質疑内容の疑問点の問い合わせが受け付けの初日なら初日にあつたと。提出をしたらすぐ来たので、それはちょっとおかしいんじゃないかと感じたということで、そういうことで1週間の締め切りぐらいまでは、やらないということじゃなかったのかというような疑問があるという意味のことを今おっしゃったわけですね。そしたらはっきり言いまして、今の運営に関する基準の中に「その都度執行側に渡す」という表現が既にあるわけですよ。そういうことで事務局は、それを持ってその都度どんどんやっている。早くやって、詳しく正確に答弁を書いてもらうという意味もあると思うんですけどね。そういうことで現在はその基準に「その都度渡す」とあるから、事務局はそうしておりますということで、委員と事務局の食い違いがはっきり出てきたという状況なんですね。何か特に不都合があれば今改正をしておりますので。前を言いますと、ちょっとくどくなって申し訳ないんですが、今日の議運が終わったら配布をしましょうというのが山口議長時代ですね、何年か前までは。今日が終わらないと配布をするなと止めていたわけですね。それを、今日が終わったらあと1週間あるかないかですね。そこに土日がかかると、祭日が入ると、実際役場に来るのは3日か4日しかないようなときもあるんですね。それではやっぱり詳しい答弁も非常に難しい。これは事務的になりますけども、一応所管が書いたらそれを町長に渡す。渡して町長、理事者側が確認して、よしこれでいこうと決めれば、決める時間も必要なんで。だから1週間ぐらい早くやって、それで早めてやったらどうかということで、この基準が出る前までは、受け付け後1週間は手元に持って、

議長が責任を持ってしなさいということをやったって現在まであったわけですね。それを今度の基準で、その都度やっていいんじゃないという話もあったというふうに思いますけども、そういうことで基準にうたってあると。だから事務局はもうその都度やっているという状況の違いが、そういう食い違いがあるような感じはするわけです。それぞれの議員が一般質問を今回出そうということで、間違いないよと自分で思って7日の日に渡したという理解をすれば、それで訂正も何もないということであればそれを提出して、それで事務局は、その都度渡しても何ら問題はないというふうに私は思うんですね。ところが若干変更したり、もう少し熟慮したらこの質問は抹消したり、あるいは少し追加をしたりということもありうるんじゃないかという面を考えれば一応受付締切の1週間まではやらないよと。事務局で責任持ってチェックをして、誤字脱字もあろうしですね。そういう面の期間を「その都度」と今なっているけれども、1週間だけは送らないようにしましょうねということが必要であれば、これは、ちょっとした変更をかけても悪くはないということをおもうんですけどね。議員の皆さん方の意見を聞きながら。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

その他の件で出ました一般質問の件と執行側への通知の件につきましては、現在の基準どおり取り扱うということで決定したいと思います。ただ受け付けから締め切りまでについては、事務局で十分精査して、議員と意見交換しながらきちとした文書等の校正等もしていただくということで、締め切りをもって正式には通知がなされると。ただ情報の提供という意味では、その都度基準どおりに行っていく取り扱いをしていくということで決定したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

そのとおりお願いをしたいと思います。

それから次回の委員会につきましては、早めにとということでございますから予定するとして、ちょうど3月1日から議会が開会されますので、この会期中に協議をして、日にち等の日程は決定をしていきたいというふうに思います。異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それではそのとおり決定をさせていただきます。

他にございませんか。ないようでしたら以上をもちまして本日の議会運営委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

(閉会 11時23分)